

白井市建設工事等入札参加業者資格審査基準

(昭和48年 6月22日)

改正 昭和56年 5月21日

改正 昭和56年 6月10日

改正 昭和60年 2月15日 告示第8号

改正 平成 元年 6月10日 告示第19号

改正 平成 7年 5月23日

改正 平成 9年12月 1日

改正 平成11年 5月17日

改正 平成13年 4月 1日

改正 平成15年 5月15日 告示第146号

(目的)

第1条 この審査基準は、建設工事等(建設工事及び製造の請負又は物件買入その他を含む。)の資格基準について合理的な基準を設けることを目的とする。

(建設工事等入札参加資格審査申請書)

第2条 市長は、建設工事等の入札参加を希望する業者に対し、入札参加資格審査申請書及び必要書類(以下「審査申請書類」という。)を、期間又は期日を定め提出を求めるものとする。

2 市長は、審査申請書類の提出に関する事項を定め、これを公告するものとする。

(資格審査)

第3条 建設業者等の資格審査は、適格審査と客観的事項についての審査の2つの方法により行うものとする。ただし、建設工事以外の業種については、適格審査のみとする。

(適格審査)

第4条 適格審査は、第2条第1項の審査申請書類を提出した全業者について、審査申請書類等を基に入札参加業者としての適格性を審査するものとする。

2 過去1年以内に次の各号のいずれかに該当する業者は、不適格とすることができる。

(1) 契約の履行に際し、工事を粗雑にし、また、工事材料の品質、数量に関し不正な行為をすること。

(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的をもった行為をすること。

(3) 競争入札を妨害し、又は契約の締結、若しくは履行を妨害すること。

(4) 検査又は監督に際し、係員の職務執行を妨げること。

(5) 正当な理由なくして契約を履行しないこと。

(6) 契約に関し不誠実な行為をすること。

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後1年を経過しない者を契約に際し、代理人、支配人、その他の使用人として使用すること。

3 経営状況が著しく不健全であると認められる業者は、不適格とすることができる。

4 建設業法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない業者は、不適格とすることができる。

(客観的事項審査)

第5条 客観的事項は、経営事項審査の結果通知により審査採点する(以下「客観点数」

という。)

(有資格業者の等級の格付)

第6条 第4条の規定に基づいて適格と認められた建設業者については、客観点数により、次のとおり等級の格付けを行うものとする。

(1) 総合建設業者

種別 等級	土 木 一 式	建 築 一 式
A	850点以上	850点以上
B	750点以上850点未満	750点以上850点未満
C	600点以上750点未満	600点以上750点未満
D	600点未満	600点未満

(2) 専門建設業者

種別 等級	管・電気等	舗 装
A	800点以上	850点以上
B	700点以上800点未満	750点以上850点未満
C	700点未満	600点以上750点未満
D		600点未満

(適格者名簿)

第7条 適格者名簿は、本基準により作成するものとし、当該業者に対しては市ホームページでの適格者名簿の公表をもって、通知とする。

2 適格者名簿の作成された以後、新たに業者の申請を受付したときは、適格者名簿を修正するものとする。

(有効期間)

第8条 適格者名簿は原則として隔年度毎に作成し、有効期間は、次の適格者名簿が作成されるまでとする。

2 前条第2項の規定により適格者名簿に登載された業者の有効期間は、前項の期間とする。

(新規業者)

第9条 新規業者(新規に建設業法の登録を受けた業者で、過去2年間の工事完成高等の実績がない業者をいう。)で入札参加資格審査申請書の提出があった業者については、最下位の等級に格付けするものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、業者から資料の提出を求め、当該資料に基づき別途等級の格付けを行うことができる。

附 則

本基準は、昭和48年6月22日から施行する。

附 則(昭和56年5月21日)

この基準は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月10日)

この基準は、昭和56年6月10日から施行する。

附 則(昭和60年告示第8号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和60年度分から適用する。

附 則（平成元年告示第19号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成7年5月23日）

この基準は、平成7年5月23日から施行する。

附 則（平成9年12月1日）

この基準は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成11年5月17日）

この基準は、平成11年6月1日以降の入札から適用する。

附 則（平成13年4月1日）

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月15日）

この基準は、平成15年5月15日から施行し、平成15年5月23日以降の入札から適用する。

附 則（平成23年10月3日）

この基準は、平成23年10月3日から施行する。